

平成25年度家庭エコ診断推進基盤整備事業 第3回検討会

議事要旨

1. 開催概要

日時:平成26年2月21日(金)9時～12時

場所:JAビル301(東京都千代田区大手町1-3-1)

出席者:(敬称略)

委員:下田委員長、金谷委員、辰巳委員、富田委員、本藤委員、森口委員

環境省:和田課長、増田課長補佐、佐竹係長(環境省地球温暖化対策課)

事務局:川原、中垣、沖(地球温暖化防止全国ネット)、山田、筑(エックス都市研究所)

欠席者:遠藤委員、大久保委員、鶴崎委員

2. 議事要旨

- (1) これまでの検討結果と主な論点について
- (2) 各分科会からの結果報告および平成25年度事業成果の報告
 - ・資格制度運用・検討分科会(第二分科会)からの報告
 - ・普及戦略検討分科会(第一分科会)からの報告
- (3) 平成26年度以降の家庭エコ診断制度実施に向けたガイドラインの確認
- (4) その他

3. 議事内容

○挨拶

和田課長:本事業は3か年実施しており、これまでに色々なご議論やご意見、ご助言をいただき事業としていよいよ最終ステージを迎えることができた。平成26年度より家庭エコ診断制度として開始するが、本格的に開始する前に本検討会で引き続きご意見およびご助言を賜りたい。

2001年度の省庁再編で地球温暖化対策課が発足した頃は、ESCOといった診断事業は通産省中心に産業分野で実施されていた。民生分野では診断をビジネスとするところは難しいのではないかと言われてきていた。その後、温暖化対策推進法を改正する際に民生分野に対して、診断といったことも含めて改正してきた。ESCOや診断のようなビジネスは民生家庭分野では難しいと言われてきていたが、本事業の3か年の議論で、いよいよ民生家庭分野で診断がビジネスとして成り立つ時代に突入したという印象である。

環境省としては、本事業のような分野で温暖化対策税を活用しながら実施していきたい。補助金事業のみでは温暖化対策税として成り立たないというご指摘もあることから、ビジネスの分野で持続的に実施できる事業を目指しており、その観点で本事業はグッドプラクティスになるものだと考えている。

3月末には IPCC 第2作業部会(WG2)および総会が横浜で開催される。IPCC ウィークとして新しい気候変動対策としてキャンペーンを実施していきたいと考えている。IPCC ウィークの中で、家庭エコ診断制度をキャンペーンと表裏一体で実施することができれば効果的だと考えている。

ご支援、ご助言を賜ればと思っている。

(1) これまでの検討結果と主な論点について

事務局：資料1の説明。

下田委員長：質問、ご意見等あれば伺いたい。

(質疑なし)

(2) 各分科会からの結果報告および平成25年度事業成果の報告

・資格制度運用・検討分科会（第二分科会）からの報告

事務局：資料2-1の説明。

下田委員長：資格制度運用・検討分科会の本藤座長から補足があればお願いしたい。

本藤座長：第二分科会からの報告について、四点補足したい。

一点目は、家庭エコ診断制度の実施範囲の整理についてだ。前回の検討会でも議論になったが、一般的な対策支援と営業につながる支援を明確に切り分けた。制度としてワンストップサービスを打ち出しているため、対策支援のうち営業行為を明確に切り分けたことで流れが悪くなるという懸念はある。実際の運用では、営業行為との切り分けと、いかにワンストップサービスを提供するのかのバランスが難しいと考えられる。

二点目は、診断手法についてである。第二分科会では、通常版診断と短縮版診断の比較検討を実施した結果を参考に、二つの診断手法の効果に大きな差はないと判断して、場面に応じて診断手法を実施するという結論をまとめた。短縮版診断の扱いについて第二分科会で議論となったことは、診断名称として短縮版診断とは言わずに、短縮版診断をスタンダードとするように見せ方を変えてもいいのではないかという議論があった。

三点目は、資格試験制度の運用についてである。平成26年度より資格試験制度は資格運営事務局のもとでの運用となるが、検定料は事務局で柔軟に設定できた方がいいのではないかという意見があった。環境省として決める部分と、事務局で柔軟で運用していく部分とのバランスが重要であるという議論があった。

四点目は、うちエコ診断と環境省の認定を受けた独自の家庭向け診断、さらに制度の枠内に入っていない独自の家庭向け診断の3つの診断があり、消費者側から見ると区別がつかない可能性があるとの議論があった。環境省が認定する診断とそれ以外の診断を明確に区別がつくように打ち出さないと、環境省で認定されていない診断を環境省認定の診断だと消費者側が誤解してしまう可能性がある。消費者側からは細かい違いが分からない。違いをどう消費者側に伝えていくかがポイントになるとの議論があった。

下田委員長：ご質問、ご意見等あれば伺いたい。

金谷委員：環境省が認定した診断とそれ以外の診断とでは明確に区別した方がいい。例えば、見せ方として診断士の名刺に資格名称と合わせて「環境省認定」という文言を入れるよう

にするといったことを検討してはいかがか。

また、資格試験の合格者に対して何らかの研修を義務付けないのか確認したい。更新時研修の他、試験合格後の研修も重要だと考えられる。資格試験に合格する人はすでに省エネに関する知識は持っているかもしれないが、国の補助金情報等を知らなかったり、と知識に偏りがある可能性がある。活動する前に研修を実施し、知識レベルを合わせるような仕組みとしてはいかがか。

増田課長補佐：一点目のご指摘は、第二分科会でも環境省認定とそうでない診断が区別できるように何らか明示したほうが良いとのご指摘があった。資格等の書き方について検討したい。

二点目のご指摘の資格試験合格後の研修は、第2回検討会でもご意見をいただいた点である。うちエコ診断士として認定後に診断実施機関に登録するというスキームとしているが、登録時に診断実施機関にて登録時研修会を開催する方針を取りまとめている。ちなみに、平成25年度事業では、研修会と認定試験を経て診断員としての認定を行っている。

下田委員長：うちエコ診断士として認定された人が、うちエコ診断とは別の診断を行って良いのか整理した方がいい。うちエコ診断士の名刺を持っているが、実際には全く関係ない診断を実施する可能性もある。

また、環境省認定を受けた独自の家庭向け診断は、うちエコ診断の対策支援の区分と同じように対策支援の部分までは家庭エコ診断制度に含まれるのかの整理が必要である。家庭エコ診断制度ではワンストップサービスを重視しており、診断実施の後の対策支援につながってこそ意義がある。独自の家庭向け診断に関して診断実施の公平性の担保について再度整理いただきたい。

金谷委員：うちエコ診断士として認定された後、登録時に行動指針をもとに誓約書を交わすということは予定していないのか確認したい。

事務局：本試行実施事業内でうちエコ診断員として認定する際に、診断員要綱をもとに誓約書の提出を求めている。診断員要綱には、うちエコ診断の定義やうちエコ診断員としての活動範囲、罰則規定を規定している。平成26年度からもうちエコ診断士の規定を整理し、登録時に誓約書の提出を求めるものとイメージしている。

金谷委員：うちエコ診断士として行ってはいけない行為についても診断士要綱にまとめて記載してはいかがか。例えば、下田委員長が指摘されたように、うちエコ診断士の名刺を使って全く違うことを行うことも想定される。

事務局：うちエコ診断士として行ってはいけない行為についても取りまとめて要綱に追加するように検討したい。

辰巳委員：家庭向けの診断が複数ある中で、診断を受ける側がそれぞれの違いを理解して受診することが重要である。運用を開始すると事前に想定できなかったトラブルも発生することが考えられる。制度運用開始後に想定できなかったトラブルが発生した際は、独自の家庭向け診断でのトラブルであっても環境省で一義的に受けるのか確認したい。

また、環境省はうちエコ診断、環境省が認定した独自の家庭向け診断、さらに認定はしていない独自の家庭向け診断の3つの診断から診断データを取得するのか確認したい。

増田課長補佐：診断制度に関する想定外のトラブルへの対応は、受診者の募集から診断士のマッチング、派遣を診断実施機関が責任もって実施することから、診断実施機関に対応をお願いする部分だと理解している。受診者からの窓口の設置も含めたトラブルへの対応を念頭に診断実施機関の認定を行う。

環境省が関与できる診断データは、うちエコ診断と環境省の認定を受けた独自の家庭向けエコ診断までである。個人情報に関連するデータのため、データの扱いが問題である。また、平成25年度までは環境省の委託事業で実施していたため、診断データの所有は環境省であった。平成26年度からは補助事業になるため、補助を受けた診断実施機関が一義的に所有するデータとなる。環境省や制度運営事務局は第三者となるため診断データを利用させていただく立場となる。

辰巳委員：集まった診断データは、国で家庭からのCO₂排出量に関するデータとして参考にするというイメージなのか確認したい。また、その際に、環境省の認定を受けていない独自の家庭向け診断における診断データの取り扱いについて伺いたい。

増田課長補佐：認定を受けていない独自の家庭向け診断は、そもそも制度として整理している家庭向けの診断の要件を満たしていないため、同じ独自の家庭向け診断の診断データと扱うことはできない。

辰巳委員：家庭エコ診断制度の外で行われている診断が、悪意を持って実施する事業者が出てくる可能性があるのであれば、環境省が消費者に対して環境省認定の診断を受診するように明確なメッセージを発信してはいかがか。

富田委員：診断データの取り扱いについて確認したい。環境省が診断データを吸い上げるのは、うちエコ診断と環境省認定の独自の家庭向け診断の両方なのか確認したい。

増田課長補佐：独自の家庭向け診断の診断データは吸い上げない。しかし、認定するにあたって、診断の削減効果を提出いただく必要はあると認識している。全数調査でなくてもサンプル調査を実施し、算定いただくことを考えている。

森口委員：環境省のうちエコ診断と独自の家庭向け診断の二つの診断が家庭エコ診断制度内に含まれていることで制度構築を難しくしているという印象である。しかし、家庭エコ診断制度の普及を考えた時に、独自の家庭向け診断がより普及する可能性があり制度として含めることにより、さらに普及させることを狙っているという意図があるからだと認識している。

環境省が認定した診断に対するリスクへの対応もあるが、環境省認定を勝手に名乗る診断が出てきた場合の対応を検討する必要があると想定される。

また、エコ診断や資格試験においては家庭エコ診断制度と内容が似たようなものが既に世の中に存在している。似たような診断や制度と区別できるような広報を実施する必要があるのではないだろうか。

さらに、診断士の資格を取得して活動しようと考えている人の中には非常に強い思いをもっている人がいる。このような人の中には、診断時に自分の思いや考えを優先させてしまう可能性があり、このような人をどのようにコントロールしていくか検討が必要である。場合によっては、うちエコ診断士としての資格は持っているが、実際の活動現場では診断の趣旨とは異なることを受診者に伝えてしまう可能性がある。

増田課長補佐：制度に含まれる独自の家庭エコ診断は、ソフトの要件として家庭からのCO₂排出量の削減対策の提案が出来るように求めている。この意味からして環境省として家庭向け診断として支援をしたいと考えており、制度の中に含めるという位置づけとしている。

認定されていない診断が、環境省認定を勝手に名乗るといったリスクへの対応は今後検討したい。

富田委員：診断を行うひとの名称をうちエコ診断士、うちエコ相談員と整理しているが、独自の家庭向け診断の部分では整理が不十分ではある。独自の家庭向け診断の認定要件の中で「診断士」という言葉を使用している。診断士という言葉は独自の家庭向け診断の認定要件で使用すると、うちエコ診断士の資格を取得するようなイメージを与える。

分科会の議論では、独自の家庭向け診断に対してうちエコ診断士の資格認定まで要件と含めるとハードルがあがってしまうため、うちエコ相談員の資格の取得を推奨としてはどうかという議論があった。この点からも言葉の使い方を再度見直していただきたい。

環境省のうちエコ診断だけでなく、独自の家庭エコ診断も制度として含める理由としては、日本全国で家庭エコ診断制度を広めていくことが目的だと認識している。独自の家庭エコ診断も診断効果を提出してもらい、結果として取りまとめることを考えると、制度外の独自の家庭向け診断についてもなるべく家庭エコ診断制度内に入ってもらった方がよいかと考えられる。

また、独自の家庭向け診断は、認定時の要件は設けられているが、運用していく中で認定要件から外れてしまう可能性も考えられる。認定の取り消しについても検討する必要があるのではないだろうか。

増田課長補佐：独自の家庭向け診断を実施する民間事業者に対しては診断士の資格を義務付けることは考えていない。それぞれの事業者で独自のソフトを使用して診断を行うため、資格の義務付けまで求めることは難しいと考えている。

金谷委員：独自の家庭向け診断を実施する民間事業者の中で指導的な立場の人、一人に診断士の資格取得を義務付けてはどうか。独自の家庭向け診断を実施する団体や組織内で一人のみの義務付けであればハードルは低くなるのではないだろうか。また、うちエコ診断士要綱の中で、環境省認定のソフトであれば診断を行ってよいとすれば、独自の家庭向け診断で診断取得を義務付けた人に対応することができるのではないだろうか。

増田課長補佐：独自の家庭向け診断では、ソフトの認定は行わない。独自診断の診断スキーム全体の認定を行う。

金谷委員：独自の家庭向け診断の認定では、診断を実施する組織、診断ソフト、診断ソフトを使用するシステムの3つを認定するスキームとしてはどうか。

増田課長補佐：独自診断の体制の条件として診断を実施する人の育成方針についても記載することを検討している。この部分に新たにうちエコ診断士の資格取得を追加するというイメージと理解した。

辰巳委員：受診者側から見ると、診断を受けることができる仕組みが3つある。受診者側のニーズに合わせて、受診者がどの診断を受けるか選択できるように、消費者目線でわかりやすく情報の整理および発信をお願いしたい。特に、関心がない人に対しても最適な診断方法が選択できるようにウェブサイト等を通じて情報提供をお願いしたい。

カーボンオフセットの分野でも環境省の制度の他、各事業者が行っている制度もあり、消費者目線からすると同じようなサービスや制度が入り組んでいてややこしくなっている。消費者のうち、カーボンオフセットの分野に関心を持っている人においても理解することが難しい状況である。こうなると、一般消費者からはさらに理解することはできない。

下田委員長：消費者が環境省や制度運営事務局に問い合わせる場合は、それぞれの診断制度の違いについて説明することが可能である。また、認定した独自の家庭向け診断の実施機関に対して問い合わせがあった場合は環境省の診断制度との違いを説明してもらう必要がある。この点で、各診断実施機関に最低一人は環境省と独自診断の違いがわかるうちエコ診断士またはうちエコ相談員を配置することは重要だと考えられる。

うちエコ診断で得られる診断データは、家庭部門におけるCO₂排出実態が十分に分からない中で、非常に貴重な情報が含まれる。環境省や制度運営事務局で診断データを分析して積極的に公表することがうちエコ診断のブランディングや認知度の向上につながると考えられる。

・普及戦略検討分科会（第一分科会）からの報告

事務局：資料2-2説明。

下田委員長：普及戦略検討分科会の金谷座長から補足があればお願いしたい。

金谷委員：うちエコ診断の受診意向が高い層として3つのクラスターが明確となった。住み替えを検討している層、リフォームを検討している層、さらにクラスター2は新築住宅を買ったばかりの層である。新築住宅を購入したばかりの層は、他の調査からも住宅の購入前に色々と情報収集を行って検討しているため、関心が高くその後の行動変化も望むことができる。留意点としては、クラスターは常に同じ世帯ではなく、常に移り変わっていくという点があり、時間が経つとあるクラスターは別のクラスターに移り変わっていく点である。

また、地域と民間試行実施において課題や成功事例が整理された。本年度の民間試行実施結果から、JBNの事例ではリフォーム意向の高い人を中心に実施したところ、その後のリフォームの成約率が高くなったという成功事例につながった。一般に広くチラシ等を配布するよりは、リフォーム意向がある人に対して募集をかけることによって、診断後のリフォームの成約率が高くなるという成功モデルケースである。

地域においては、耐震診断制度や太陽光補助金制度、エコポイントなどリフォームに関連する制度、新築需要の制度と診断制度をどう連携させるかがポイントである。

診断件数の目標設定は、普及啓発のみで受診者を募集した場合の目標である。もし、他の制度と連携がある場合は、マーケットとしては毎年100万～200万世帯程度はありとされる。また、新築やリフォームを検討している世帯についても200万世帯程度いると考えられる。これらの母数のうち、診断の受診者を何パーセントとするのかという目標設定への微修正が必要である。クラスターの母数から積み上げるのではなく、毎年ある100万から200万世帯のマーケットのうち何%の認知や受診を目指すといった目標設定の整理に修正いただいた方がいいと考えている。

下田委員長：ご質問、ご意見等あれば伺いたい。

辰巳委員：グットプラクティスとして労協しまねの事例が紹介されている。属人的ネットワークを活用して外部組織と連携をして広報を行ったとの記載があるが、個人情報保護の視点からどのような配慮を行っていたのか確認したい。

事務局：外部事業者がそれぞれの顧客に対して募集をし、顧客から労協しまねに診断の申込みを行ったという流れである。外部事業者が自分の顧客情報を労協しまねに直接渡すようなことは行っていない。

本藤委員：購入しようと思っている層に向いてアプローチすることが効果的であるということが明確になったことは重要な成果である。

しかし、うちエコ診断は買い替え対策とライフスタイルの対策の2本立てで実施されており、今回の普及戦略案は買い替え意向のみを対象としたものである。日常生活の変化が置き忘れられており、この部分の戦略が必要ではないだろうか。

例えば、ビックカメラの事例では、1回限りの買い替えの関係で終わってしまうが、高効率機器を購入した消費者に対して使い方の提案等を継続的に行える仕組みを検討してはいかがか。

金谷委員：日常生活の行動変化を促すために、買い替えのタイミングを使用して診断を実施するイメージである。制度を効率的に普及するために、受診意向が2割しかない層ではなく8割ある層に対して優先して普及を行うという考え方である。診断では、買い替えの話だけではなく、暮らし方の部分についてもうちエコ診断で啓発を行う。

これまでエコはエコロジーの意味で使用されることが多いが、エコノミー色を強めることもPRする上で大変重要なポイントであると考えている。クラスターごとの分析でもCO₂削減よりは光熱費削減への興味が高い傾向である。今後、制度を普及させることを考えると、うちエコ診断士の「エコ」はエコロジーとエコノミーの両方を意味していると打ち出してはいかがか。

また、環境省からは、同じ高性能住宅に住んでも暮らし方によってエネルギー使用量が2~3倍違うことを世論に対してアピールしていただきたい。一般的に高性能省エネ設備等への買い替えや断熱リフォームが進められている中で、住まい方によってエネルギー使用量が異なることをアピールすることで、制度としての存在意義をアピールできるのではないだろうか。この診断がいかに重要なものかの説得材料にもなる。

増田課長補佐：普及戦略のためのWEB調査では、前提としてうちエコ診断では買い替えと行動変容の両方の対策提案を行っていることを伝えている。この上で興味度や受診意向について聞いている。調査結果を受けて特に買い替え意向が強いクラスターを分析してターゲットとして設定している。

また、診断の継続性については、一度受診した人が再度受診するタイミングについて受診者側の要望は様々であるため、再度整理を行いたい。

光熱費の削減の色を強めて制度をPRするという案については、CO₂削減効果と合わせて光熱費削減効果を取りまとめていき、来年度に実施する様々なキャンペーンやイベント時に発信していきたい。

森口委員：制度の普及におけるターゲットとして、新築を建てるというタイミングも重要ではな

いだろうか。しかし、新築住宅を建てるタイミングのうちエコ診断が合致しているのか、また、環境省のスキームに乗るかの検討は必要ではある。

また、対象とするクラスターについてだが、環境に関心がある層だけを前提とする場合は限界があり、環境には無関心だが省エネには関心があるというクラスターについても対象として重要だと考えられる。今回の分析結果で該当するようなクラスターがある場合は、対象としてはいかがか。

ビックカメラは民間事業者として様々な取組をしており、家電量販店として非常に重要なタッチポイントだと考えられる。本年度の試行実施結果は、目標件数は1,000件に対して診断実施件数は219件と診断実施件数が伸び悩んでいた理由を確認したい。

ライフイベントについては資料中に記載されている以外にブライダル産業や引越し産業など他の業種も考えられる。ライフイベントに記載されていない業種に関してもすでに検討しているかもしれないが、他の業種についても検討いただきたい。

増田課長補佐：新築を建てるタイミングが重要だというご指摘はもっともである。今回対象としたクラスターはうちエコ診断への興味度と受診意向で3つにしぼったが、クラスター9については一部該当すると考えられる。

金谷委員：クラスター3は光熱費意向が高く、温暖化への興味が低い層である。

事務局：ビックカメラは全国の店舗で一斉に診断事業を開始するために、診断員の養成や体制の準備といった最初の立ち上がり時期に時間がかかった。さらに冬の商戦も影響し、内部に落とし込むのに時間がかかったために診断件数が伸びなかったと考えられる。しかし、試行実施機関の最後の月は100件程度実施していることから、通年での実施が可能となれば1,000件程度の診断も実施できると考えられる。

富田委員：3年間の試行実施を経て、来年度は委託事業から補助事業に大きく変わる。例えば、試行実施事業では診断員の養成に係る費用が無料だったのが、平成26年度からは受験料が必要となる。また、平成26年度以降からは診断後の成約率についてもこれまで以上に重視するのではないだろうか。診断実施機関側は、平成26年度からの診断実施についてどのように考えているのか情報があれば伺いたい。

事務局：本年度の民間試行実施事業者については、民間事業者の経営層による最終的な判断までの情報は伺っていない。しかし、担当者レベルでは平成26年度以降も継続して実施したいとの意向を聞いている。例えばJBN等の工務店は次年度以降も継続すると聞いている。

増田課長補佐：本年2月を中心に全国で平成26年度からの制度について説明会を開催した。説明会には多くの民間事業者からの参加があった。建築業の他、サービス業、エネルギー系の業種などの多岐に渡る業種からの参加があった。平成26年度からの制度への参加に関心があるという声も聞いている。

本藤委員：買い替え時をきっかけとし受診してもらい、日常生活の省エネ行動につなげるという流れは問題ない。しかし、日常生活の省エネ行動につなげるという部分の検討は不十分であるため今後検討していただきたい。

また、普及戦略については、地域での取り組みが弱いという印象である。地域での診断は民間事業者が販売に結びつかないために連携が難しいとしているが、個人的な見解

として、地域の商店街や小売店と連携することによって属人的なネットワークもあるために上手くいくような印象がある。地域の商店街や小売店との連携を深めることによって、属人的なネットワークをうまく使って販売にもつながり、継続的な日常行動の促進にもつながるのではないだろうか。

金谷委員：新築住宅を建てるタイミングに診断が合致しているかについてだが、同じ次世代基準の住宅であっても住まい方によってエネルギー使用量が2~3倍違うことをアピールする際にこの制度が使えると考えられる。家を購入しようと検討している世帯の受診意向が高いため、住まい方によってエネルギー使用量が異なることを啓発するためにこの制度を活用することが重要である。

また、2020年には住宅の次世代基準が義務化される。住まいが高性能になる中で、次は住まい方について考える時代が来ると考えられる。それに向けてどのように世論を形成していくのかが重要だと考えられる。

森口委員：住宅展示場では、ハウスメーカー側は一般的に広い高い家を進める傾向にあるため、どうしてもエネルギー使用量が増えるように見えてしまう。しかし、ハウスメーカーが暮らし方によって広い家であってもエネルギーを抑えられるということを消費者に伝えることができれば、制度としてもハウスメーカーとしてもwin-winの関係となるのではないだろうか。

金谷委員：ハウスメーカーでの展開方法として、現在の家での光熱費と新築の家の光熱費の差を自社ソフト等で示した上で、さらにはうちエコ診断を活用して暮らし方によってさらに光熱費が下がることを伝えられればメリットがあるのではないだろうか。リフォーム分野ではJBNの成功例があるが、平成26年度以降、新築分野でも成功例ができればより制度が普及するのではないだろうか。

下田委員長：受診者側の数を重視して普及戦略を取りまとめているが、受診後の効果として成約率だけでなく受診者の気づきやメリットを公表することによって認知度向上や受診者拡大につながるのではないだろうか。

森口委員：家庭でのエネルギー消費に占める自動車からの排出量が多い。この点、自動車ディーラーを通じた制度の展開も重要だと考えられる。特に自動車によっては使用方法や場所によって適材適所があり、必ずしもハイブリット車がいいとか限らない。最初に自動車を購入する時と運転する時のアドバイスとして診断を実施する意義は高いと考えられる。家庭部門における自動車からの排出量を削減するために、自動車の買い替えと使い方という点でうまくライフスタイルにつなげられるように今後の事業展開を検討いただきたい。

増田課長補佐：独自の家庭向け診断の認定要件として、ソフト要件に自家用車からの排出量も含めた排出量の評価を求めている。また、分野別の排出量として暖房、冷房分野などの分野の他に自動車分野からの排出分野の評価を求めている。最低限、全体の排出量としては自動車分野からの排出量の評価するように求めている。

(3) 平成26年度以降の家庭エコ診断制度実施に向けたガイドラインの確認

増田課長補佐：資料3を説明。

下田委員長：ご質問、ご意見があれば伺いたい。

増田課長補佐：ガイドラインそのものについてのご議論は難しいかと考えられるため、本日の検討会終了後にご欠席の委員の方も含めてご意見を伺いたいと思う。

下田委員長：ガイドラインの完成は2月末を予定しているのか確認したい。

増田課長補佐：そうだ。

金谷委員：ガイドラインをもとに診断実施機関やうちエコ診断士、うちエコ相談員を認定していくとのことだが、法的な認定制度となるのか確認したい。

増田課長補佐：法の中には家庭エコ診断制度は出てこないため、法的な認定制度にはならない。

金谷委員：資格試験制度は国家資格、公的資格、民間資格など種類があるが、どのような資格の整理となるのか確認したい。

増田課長補佐：資格は法律に基づいていないため、国家資格ではない。しかし、環境省が認定しているため、公的資格となる。

森口委員：法的ではない、公的とは何を意味するのか、について何か法的あるいは公的な定義があるのか伺いたい。

増田課長補佐：法的ではない公的とは何を意味するのかについての定義は、どこかに明記されているものではない。ただし、国家資格はある程度範囲が限られており、国家資格にするには難しい。しかし、環境省としてある程度の基準のもとで認定基準等をまとめているため、民間資格に近い公的資格としている。公的資格について、しっかりとした定義がある訳ではない。

下田委員長：ガイドラインについては、時間をかけて個別に確認いただくとのことで今日の議事を閉じたい。3年間ありがとうございました。

(4) その他

○ 挨拶

増田課長補佐：今日まで検討会、分科会、ワーキンググループで色々のご議論いただいたことで家庭エコ診断は形作られてきた。これまでの委員の方々に大変感謝したい。

本日の検討会では、来年度の資格試験や制度運営に関して想定外のトラブルが発生するのではないかというご指摘をいただいた。さらに、家庭エコ診断制度が普及することで、認定されていない診断についてもリスクが出てくるのではないかというご指摘もあった。受診者側への説明、診断実施側への説明が重要になってくると考えている。この点にも留意しながら制度設計を行っていく。

平成26年度から制度として開始するが、今後も制度についてご助言をいただきたい。